

香川県報



号外 3

平成 17 年

3 月 8 日(火曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

規 則

●香川県個人情報保護条例施行規則

（県民参画課）

一

●香川県個人情報保護審議会規則の一部を改正する規則

（ ） ” （ ） 二九

規 則

香川県個人情報保護条例施行規則をここに公布する。

平成十七年三月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第十四号

香川県個人情報保護条例施行規則

香川県個人情報保護条例施行規則（平成十一年香川県規則第五十二号）の全部を改正す

る。

（趣旨）

第一条 この規則は、香川県個人情報保護条例（平成十六年香川県条例第五十七号。以下「条例」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

（県の出資法人）

第二条 知事は、条例第四条第二項の規定により法人を定めたときは、当該法人の名称を告示するものとする。

（個人情報取扱事務登録簿）

第三条 条例第十三条第一項の個人情報取扱事務登録簿は、第一号様式によるものとする。

（保有個人情報開示請求書）

第四条 条例第十五条第一項に規定する開示請求書は、保有個人情報開示請求書（第二号様式）によるものとする。

（本人等の証明に必要な書類）

第五条 条例第十五条第二項（条例第二十五条第四項、第二十七条第一項、第二十九条第三項及び第三十七条第二項において準用する場合を含む。）の実施機関が定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 開示請求をしようとする者が本人である場合 運転免許証、旅券その他これらに類する書類で知事が適当と認めるもの

二 開示請求をしようとする者が法定代理人である場合 当該法定代理人に係る前号に定める書類及び戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類で知事が適当と認めるもの

三 開示請求をしようとする者が遺族である場合 当該遺族に係る第一号に定める書類及び戸籍謄本その他遺族であることを証明する書類で知事が適当と認めるもの

（保有個人情報開示決定通知書等）

第六条 条例第二十条第一項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。

一 保有個人情報の全部を開示する旨の決定 保有個人情報開示決定通知書（第三号様式）

二 保有個人情報の一部を開示する旨の決定 保有個人情報一部開示決定通知書（第四号様式）

2 条例第二十条第二項の規定による通知は、保有個人情報不開示決定通知書（第五号様式）により行うものとする。

（保有個人情報開示決定等期間延長通知書）

第七条 条例第二十一条第二項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期間延長通知書（第六号様式）により行うものとする。

（保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書）

第八条 条例第二十二条の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書（第七号様式）により行うものとする。

(保有個人情報開示請求事案移送通知書)

第九条 条例第二十三条第一項の規定による通知は、保有個人情報開示請求事案移送通知書(第八号様式)により行うものとする。

(保有個人情報の開示に係る意見照会書等)

第十条 条例第二十四条第一項の規定による通知は、保有個人情報の開示に係る意見照会書(第九号様式)により行うものとする。

2 条例第二十四条第二項の規定による通知は、保有個人情報の開示に係る意見照会書(第十号様式)により行うものとする。

3 条例第二十四条第一項及び第二項の意見書は、保有個人情報の開示に係る意見書(第十一号様式)によるものとする。

4 条例第二十四条第三項(条例第四十三条において準用する場合を含む。)(の規定による通知は、保有個人情報開示通知書(第十二号様式)により行うものとする。

(開示の実施等)

第十一条 第六条第一項の通知を受けた者は、知事が指定する日時及び場所において、当該通知に係る保有個人情報の開示を受けなければならない。

2 知事は、保有個人情報の開示を閲覧又は視聴の方法により受ける者が、当該保有個人情報に記載されている行政文書を改ざんし、汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該保有個人情報の閲覧又は視聴を停止させ、又は中止することができる。

3 条例第二十五条第二項の規定により写しの交付を行うときの交付部数は、一件の開示請求につき一部とする。

4 条例第二十五条第二項の実施機関が定める方法は、別表第一のとおりとする。
(費用)

第十二条 条例第二十六条に規定する写しの作成に要する費用の額は、別表第二のとおりとする。

2 条例第二十六条に規定する写しの作成及び交付に要する費用は、前納とする。
(開示請求及び開示の特例)

第十三条 知事は、条例第二十七条第一項の規定により口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報を定めたときは、当該保有個人情報の項目並びに口頭により開示請

求を行うことができる期間及び場所を告示するものとする。

2 条例第二十七条第二項の実施機関が定める方法は、閲覧とする。
(保有個人情報訂正請求書)

第十四条 条例第二十九条第一項に規定する訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書(第十三号様式)によるものとする。

(保有個人情報訂正決定通知書等)

第十五条 条例第三十一条第一項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定通知書(第十四号様式)により行うものとする。

2 条例第三十一条第二項の規定による通知は、保有個人情報不訂正決定通知書(第十五号様式)により行うものとする。

(保有個人情報訂正決定等期間延長通知書)

第十六条 条例第三十二条第二項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期間延長通知書(第十六号様式)により行うものとする。

(保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書)

第十七条 条例第三十三条の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書(第十七号様式)により行うものとする。

(保有個人情報訂正請求事案移送通知書)

第十八条 条例第三十四条第一項の規定による通知は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書(第十八号様式)により行うものとする。

(保有個人情報訂正通知書)

第十九条 条例第三十五条の規定による通知は、保有個人情報訂正通知書(第十九号様式)により行うものとする。

(保有個人情報利用停止請求書)

第二十条 条例第三十七条第一項に規定する利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書(第二十号様式)によるものとする。

(保有個人情報利用停止決定通知書等)

第二十一条 条例第三十九条第一項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定通知書(第二十一号様式)により行うものとする。

2 条例第三十九条第二項の規定による通知は、保有個人情報利用不停止決定通知書（第二十二号様式）により行うものとする。

（保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書）

第二十二條 条例第四十条第二項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書（第二十三号様式）により行うものとする。

（保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書）

第二十三條 条例第四十一条の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書（第二十四号様式）により行うものとする。

（個人情報取扱指針の公表）

第二十四條 条例第四十七条第一項の規定による公表は、香川県報に đăng載して行うものとする。

（特定事業者の名称等の公表）

第二十五條 条例第五十二条の規定による公表は、次に掲げる事項を香川県報に đăng載して行うものとする。

- 一 特定事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所又は事業所の所在地）
- 二 公表の原因となる事実
- 三 その他知事が必要と認める事項

（施行状況の公表）

第二十六條 条例第六十一条の規定による公表は、個人情報取扱事務の登録件数、開示請求等の件数その他必要な事項を香川県報に đăng載して行うものとする。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第二十四条の規定は、公布の日から施行する。

別表第一（第十一條關係）

電磁的記録の種類	開示の方法
一 紙その他これに類するものに	1 紙その他これに類するものに印字し、又は印刷したものの閲覧又は写しの交付

印字し、又は印刷する方法により出力することができる電磁的記録

二 一の項に掲げるもの以外の電磁的記録	2 フレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格X六二二三に適合する幅九十三ミリのものとする。）に複写したものの交付	3 光ディスク（日本工業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものとする。）に複写したものの交付
1 視聽	2 録音カセットテープ（日本工業規格C五五八八に適合する記録時間百二十分のものとする。）に複写したものの交付	3 ビデオカセットテープ（日本工業規格C五五八一に適合する記録時間百二十分のものとする。）に複写したものの交付

別表第二（第十二條關係）

区 分	金 額
一 文書等の写し又は電磁的記録を紙その他これに類するものに印字し、若しくは印刷したものの写し（以下これを「写し」という。）の大きさが日本工業規格A列三番を超えない場合で当該写しがカラーであるとき。	一枚につき十円
二 写しの大きさが日本工業規格A列三番を超えない場合で当該写しがカラーであるとき。	一枚につき百円
三 写しの大きさが日本工業規格A列三番を超えない場合で当該写しがカラー以外のものであるとき。	一枚につき十円に日本工業規格A列三番による用紙を用いて写しを作成することとした場合に要する用紙の枚数を乗じて得た額
四 写しの大きさが日本工業規格A列三番を超える場合で当該写しがカラーであるとき。	一枚につき百円に日本工業規格A列三番による用紙を用いて写しを作成することとした場合に要する用紙の枚数を乗じて得た額
五 別表第一の一の項二に規定する複写	一枚につき百円

したものである場合	
六 別表第一の一の項 ₃ に規定する複写 したものである場合	一枚につき三百円
七 別表第一の二の項 ₂ に規定する複写 したものである場合	一卷につき四百円
八 別表第一の二の項 ₃ に規定する複写 したものである場合	一卷につき五百円

第1号様式（第3条関係）

（日本工業規格A列4番）

個人情報取扱事務登録簿

個人情報取扱事務の区分		共通	固有		
個人情報取扱事務の名称					
個人情報取扱事務を 所管する組織の名称	登 録				
	保 有				
個人情報取扱事務の目的及び 根拠					
個人 情報 の 記 録 項 目	基 本 的 事 項	識別番号 住所 その他（	氏名 電話番号	性別 国籍・本籍（都道府県名のみ）	生年月日・年齢)
	心 身 の 状 況	健康・病歴 その他（	障 害)		
	家 庭 生 活	家族状況 その他（	婚姻関係	親族関係	居住環境)
	社 会 生 活	職業・職歴・地位 成績・評価 その他（	学 歴 資 産・収入	資 格 納税状況	表 彰 公的扶助)
	そ の 他				
	香川県個人情報保護 条例第6条第4項各 号に該当する特定個 人情報	宗教 犯罪歴 その他（	思想・信条 特定の傷病・障害	本籍・人種・民族)	
		法令等の根拠（法令等名：			
個人情報の対象者の範囲					
登 録 年 月 日		年 月 日			
変 更 年 月 日		年 月 日			
個人情報の主な収集先		本人 本人以外（香川県個人情報保護条例第6条第2項第 号該当）			
個人情報の主な収集方法		文書により収集 口頭により収集 その他（			
個人情報の提供先（実施機 関内の他の所属で利用する 場合を含む。）		実施機関内の他の所属 他の官公署 その他（		他の実施機関)	
個人情報の主な提供方法		手作業処理		電子情報処理組織を使用	
外 部 委 託 の 有 無		（委託する事務の名称：			
登 録 番 号	所属コード		番号		

第2号様式(第4条関係)

(日本工業規格A列4番)

保有個人情報開示請求書

年 月 日

香川県知事 殿
(出先機関の長)

請求者 住 所
(〒)
ふりがな
氏 名
電話番号() -

香川県個人情報保護条例第14条の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示請求に係る保有個人情報の内容			
開示の方法の区分		閲覧 視聴 写しの交付 電磁的記録を複写したものの交付	
保有個人情報の本人以外の者が開示を請求する場合	請求者の区分	未成年者の法定代理人 成年被後見人の法定代理人 死亡した者の配偶者又は2親等内の血族 死亡した者の3親等内の親族(配偶者及び2親等内の血族を除く。)	
	保有個人情報の本人の氏名及び住所	氏 名	
		住 所	
備 考			

事務担当課等			
請求者の確認	運転免許証	旅券	その他()
法定代理人又は遺族の確認	戸籍謄本	その他()	
本人の生年月日又は死亡年月日	年 月 日 (出生・死亡)		
受付年月日	年 月 日		

- 注 1 「開示請求に係る保有個人情報の内容」欄は、開示請求に係る保有個人情報を特定することができるように記入してください。
- 2 については、該当するものに「レ」を記入してください。
- 3 請求書を提出する際には、自己が請求者であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)を提出し、又は提示してください。
- 4 法定代理人又は遺族が開示を請求する場合は、法定代理人又は遺族に係る注3の書類に加え、法定代理人又は遺族であることを証明する書類(戸籍謄本等)を提出し、又は提示してください。
- 5 記載に不備があるときは、香川県個人情報保護条例第15条第3項の規定により補正を求めることがあります。
- 6 欄は、記入しないでください。

第3号様式（第6条関係）

（日本工業規格A列4番）

保有個人情報開示決定通知書

第 年 月 号 日

様

香川県知事
（出先機関の長）

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおり開示することと決定しましたので、香川県個人情報保護条例第20条第1項の規定により通知します。

開示する保有個人情報の内容			
保有個人情報の開示の日時及び場所	日 時	年 月 日 ()	午前 時 分 午後
	場 所		
事 務 担 当 課 等	電話番号 () -		
備 考			

- 注 1 保有個人情報の開示の日時に都合の悪いときは、あらかじめ事務担当課等に連絡してください。
- 2 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を提示するとともに、本人、法定代理人又は遺族であることを証明する書類（運転免許証、旅券、戸籍謄本等）を提出し、又は提示してください。
- 3 この処分に対し、香川県個人情報保護条例第24条第1項に規定する第三者から不服申立てがあったときは、行政不服審査法の規定により開示が停止される場合がありますので、御了承ください。

第4号様式（第6条関係）

（日本工業規格A列4番）

保有個人情報一部開示決定通知書

第 年 月 日
号 日

様

香川県知事
（出先機関の長）

印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおりその一部を開示することと決定しましたので、香川県個人情報保護条例第20条第1項の規定により通知します。

開示する保有個人情報の内容			
保有個人情報の開示の日時及び場所	日 時	年 月 日 ()	午前 時 分 午後
	場 所		
開 示 し な い 部 分			
開 示 し な い 理 由			
事 務 担 当 課 等	電話番号 () -		
備 考			

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に対して異議申立て（審査請求）をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（異議申立て（審査請求）をした場合には、これに対する決定（裁決）があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、香川県を被告として提起することができます。

- 注 1 保有個人情報の開示の日時に都合の悪いときは、あらかじめ事務担当課等に連絡してください。
- 2 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を提示するとともに、本人、法定代理人又は遺族であることを証明する書類（運転免許証、旅券、戸籍謄本等）を提出し、又は提示してください。
- 3 この処分に対し、香川県個人情報保護条例第24条第1項に規定する第三者から不服申立てがあったときは、行政不服審査法の規定により開示が停止される場合がありますので、御了承ください。

第5号様式(第6条関係)

(日本工業規格A列4番)

保有個人情報不開示決定通知書

第 年 月 日
号

様

香川県知事
(出先機関の長)



年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおり開示しないことと決定しましたので、香川県個人情報保護条例第20条第2項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示しない理由	
事務担当課等	電話番号() -
備考	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に対して異議申立て(審査請求)をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(異議申立て(審査請求)をした場合には、これに対する決定(裁決)があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、香川県を被告として提起することができます。

第6号様式（第7条関係）

（日本工業規格A列4番）

保有個人情報開示決定等期間延長通知書

第 年 月 日
号 日

様

香川県知事
（出先機関の長）



年 月 日付けの保有個人情報の開示請求については、次のとおり開示決定等の期間を延長しましたので、香川県個人情報保護条例第21条第2項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
決定期間の満了日	年 月 日（ ）
延長後の決定期間の満了日	年 月 日（ ）
延長の理由	
事務担当課等	電話番号（ ） -
備考	

第7号様式(第8条関係)

(日本工業規格A列4番)

保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書

様

第 年 月 日
年 月 日香川県知事
(出先機関の長)

年 月 日付けの保有個人情報の開示請求については、香川県個人情報保護条例第22条の規定を適用し、次のとおり開示決定等の期間を延長しましたので、同条の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
決定期間の満了日	年 月 日()
保有個人情報のうちの相当の部分について開示決定等をする期限	年 月 日()
上記の期限までに開示決定等をする部分	
香川県個人情報保護条例第22条の規定を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日()
事務担当課等	電話番号() -
備考	

第8号様式(第9条関係)

(日本工業規格A列4番)

保有個人情報開示請求事案移送通知書

第 年 月 日
号

様

香川県知事
(出先機関の長)



年 月 日付けの保有個人情報の開示請求については、次のとおり事案を移送しましたので、香川県個人情報保護条例第23条第1項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
移送した実施機関における事務担当課等	
移送を受けた実施機関における事務担当課等	電話番号() -
移 送 し た 日	年 月 日()
移 送 し た 理 由	
備 考	

注 この開示請求に係る開示決定等については、移送を受けた実施機関が行います。

第9号様式(第10条関係)

(日本工業規格A列4番)

保有個人情報の開示に係る意見照会書

第 年 月 日 号

様

香川県知事
(出先機関の長)



年 月 日付けであなた(貴)に関する情報が含まれている保有個人情報についての開示請求がありましたので、香川県個人情報保護条例第24条第1項の規定により通知します。

つきましては、当該保有個人情報を開示することについて御意見がありましたら、別紙「保有個人情報の開示に係る意見書」を提出期限までに提出してください。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容	
意見書の提出期限	年 月 日()
意見書の提出先 (事務担当課等)	電話番号() -
備 考	

第10号様式（第10条関係）

（日本工業規格A列4番）

保有個人情報の開示に係る意見照会書

第 年 月 日
号

様

香川県知事
（出先機関の長）

年 月 日付けであなた（貴 ）に関する情報が含まれている保有個人情報についての開示請求がありましたので、香川県個人情報保護条例第24条第2項の規定により通知します。

つきましては、当該保有個人情報を開示することについて御意見がありましたら、別紙「保有個人情報の開示に係る意見書」を提出期限までに提出してください。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容	
香川県個人情報保護条例第24条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由	香川県個人情報保護条例第24条第2項第 号適用 (理由)
意見書の提出期限	年 月 日 ()
意見書の提出先 (事務担当課等)	電話番号 () -
備 考	

第11号様式（第10条関係）

（日本工業規格A列4番）

保有個人情報の開示に係る意見書

年 月 日

香川県知事
（出先機関の長）

殿

住 所
（〒 ）

ふりがな
氏 名

（団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号（ ） -

年 月 日付けで照会のあったこのことについて、次のとおり回答します。

開示請求に係る保有個人情報 の内容	
保有個人情報の開示に対 する意見	保有個人情報の開示について反対しない。 保有個人情報の開示について反対する。
保有個人情報の開示に反 対する部分及びその具 体的理由	1 保有個人情報の開示により支障がある部分 2 保有個人情報の開示により支障がある理由

- 注 1 「保有個人情報の開示に対する意見」欄は、該当する に「レ」を記入してください。
2 「保有個人情報の開示に反対する部分及びその具体的理由」欄は、保有個人情報の開示に反対
する場合に記入してください。

第12号様式（第10条関係）

（日本工業規格A列4番）

保有個人情報開示通知書

第 年 月 日
号

様

香川県知事
（出先機関の長）



年 月 日付けで照会しましたあなた（貴 ）に関する情報が含まれている保有個人情報については、次のとおり開示（一部開示）することと決定しましたので、香川県個人情報保護条例第24条第3項（第43条において準用する第24条第3項）の規定により通知します。

開示する保有個人情報の内容	
開示する保有個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容	
開 示 を 実 施 す る 日	年 月 日（ ）
開示を決定した処分の日等	年 月 日付け 第 号
開示することとした理由	
事 務 担 当 課 等	電話番号（ ） -
備 考	

第13号様式（第14条関係）

（日本工業規格A列4番）

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

香川県知事
（出先機関の長）

殿

請求者 住 所
（〒 ）ふりがな
氏 名

電話番号（ ） -

香川県個人情報保護条例第28条の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正（追加・削除）を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容			
訂正を求める趣旨及び理由			
保有個人情報の本人以外の者が訂正を請求する場合	請求者の区分	未成年者の法定代理人 成年被後見人の法定代理人 死亡した者の配偶者又は2親等内の血族 死亡した者の3親等内の親族（配偶者及び2親等内の血族を除く。）	
	保有個人情報の本人の氏名及び住所	氏 名	
		住 所	
備 考			

事務担当課等			
請求者の確認	運転免許証	旅券	その他（ ）
法定代理人又は遺族の確認	戸籍謄本	その他（ ）	
本人の生年月日又は死亡年月日	年 月 日（出生・死亡）		
受付年月日	年 月 日		

- 注 1 「訂正請求に係る保有個人情報の内容」欄は、訂正請求に係る保有個人情報を特定することができるように記入してください。
- 2 については、該当するものに「レ」を記入してください。
- 3 請求書を提出する際には、自己が請求者であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
- 4 法定代理人又は遺族が訂正を請求する場合は、法定代理人又は遺族に係る注3の書類に加え、法定代理人又は遺族であることを証明する書類（戸籍謄本等）を提出し、又は提示してください。
- 5 請求書を提出する際には、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料を提出し、又は提示してください。
- 6 記載に不備があるときは、香川県個人情報保護条例第29条第3項において準用する第15条第3項の規定により補正を求めることがあります。
- 7 欄は、記入しないでください。

第14号様式（第15条関係）

（日本工業規格A列4番）

保有個人情報訂正決定通知書

第 年 月 号
日

様

香川県知事
（出先機関の長）



年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおり訂正をすることと決定しましたので、香川県個人情報保護条例第31条第1項の規定により通知します。

訂正をする保有個人情報の内容	
訂正をする具体的内容	
事務担当課等	電話番号（ ） -
備考	

第15号様式（第15条関係）

（日本工業規格A列4番）

保有個人情報不訂正決定通知書

第 年 月 日 号

様

香川県知事
（出先機関の長）



年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおり訂正をしないことと決定しましたので、香川県個人情報保護条例第31条第2項の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
訂正をしない理由	
事務担当課等	電話番号（ ） -
備考	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に対して異議申立て（審査請求）をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（異議申立て（審査請求）をした場合には、これに対する決定（裁決）があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、香川県を被告として提起することができます。

第16号様式（第16条関係）

（日本工業規格A列4番）

保有個人情報訂正決定等期間延長通知書

第 年 月 日
号 日

様

香川県知事
（出先機関の長）



年 月 日付けの保有個人情報の訂正請求については、次のとおり訂正決定等の期間を延長しましたので、香川県個人情報保護条例第32条第2項の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
決定期間の満了日	年 月 日（ ）
延長後の決定期間の満了日	年 月 日（ ）
延長の理由	
事務担当課等	電話番号（ ） -
備考	

第17号様式（第17条関係）

（日本工業規格A列4番）

保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書

様

第 年 月 日
号 日

香川県知事
（出先機関の長）



年 月 日付けの保有個人情報の訂正請求については、香川県個人情報保護条例第33条の規定を適用し、次のとおり訂正決定等の期間を延長しましたので、同条の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
決定期間の満了日	年 月 日（ ）
香川県個人情報保護条例第33条の規定を適用する理由	
保有個人情報について訂正決定等をする期限	年 月 日（ ）
事務担当課等	電話番号（ ） -
備考	

第18号様式（第18条関係）

（日本工業規格A列4番）

保有個人情報訂正請求事案移送通知書

第 年 月 日
号 日

様

香川県知事
（出先機関の長）

年 月 日付けの保有個人情報の訂正請求については、次のとおり事案を移送しましたので、香川県個人情報保護条例第34条第1項の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
移送した実施機関における事務担当課等	
移送を受けた実施機関における事務担当課等	電話番号（ ） -
移 送 し た 日	年 月 日（ ）
移 送 し た 理 由	
備 考	

注 この訂正請求に係る訂正決定等については、移送を受けた実施機関が行います。
なお、移送を受けた実施機関が訂正決定をした場合は、移送した実施機関は、訂正の実施をします。

第19号様式（第19条関係）

（日本工業規格A列4番）

保有個人情報訂正通知書

第 年 月 日 号

様

香川県知事
（出先機関の長）



年 月 日付け 第 号で提供した保有個人情報について、次の
とおり訂正の実施をしましたので、香川県個人情報保護条例第35条の規定により通知します。

訂正の実施をした保有個人情報 の内容	
訂正の実施をした具体的 内容	
訂正の実施をした日	年 月 日（ ）
事 務 担 当 課 等	電話番号（ ） -
備 考	

第20号様式（第20条関係）

（日本工業規格A列4番）

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

香川県知事
（出先機関の長）

殿

請求者 住 所
（〒 ）

ふりがな
氏 名
電話番号（ ） -

香川県個人情報保護条例第36条の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止（消去・提供の停止）を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容			
利用停止を求める趣旨及び理由			
保有個人情報の本人以外の者が利用停止を請求する場合	請求者の区分	未成年者の法定代理人 成年被後見人の法定代理人 死亡した者の配偶者又は2親等内の血族 死亡した者の3親等内の親族（配偶者及び2親等内の血族を除く。）	
	保有個人情報の本人の氏名及び住所	氏 名	
		住 所	
備 考			

事務担当課等			
請求者の確認	運転免許証	旅券	その他（ ）
法定代理人又は遺族の確認	戸籍謄本	その他（ ）	
本人の生年月日又は死亡年月日	年 月 日（出生・死亡）		
受付年月日	年 月 日		

- 注 1 「利用停止請求に係る保有個人情報の内容」欄は、利用停止請求に係る保有個人情報を特定することができるように記入してください。
- 2 「利用停止を求める趣旨及び理由」欄については、香川県個人情報保護条例第36条第1項各号に規定するいずれの規定に違反しているかがわかるようにできるだけ具体的に記入してください。
- 3 については、該当するものに「レ」を記入してください。
- 4 請求書を提出する際には、自己が請求者であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
- 5 法定代理人又は遺族が利用停止を請求する場合は、法定代理人又は遺族に係る注4の書類に加え、法定代理人又は遺族であることを証明する書類（戸籍謄本等）を提出し、又は提示してください。
- 6 記載に不備があるときは、香川県個人情報保護条例第37条第2項において準用する第15条第3項の規定により補正を求めることがあります。
- 7 欄は、記入しないでください。

第21号様式（第21条関係）

（日本工業規格A列4番）

保有個人情報利用停止決定通知書

様

第 年 月 日
号

香川県知事
（出先機関の長）



年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、次のとおり利用停止をすることと決定しましたので、香川県個人情報保護条例第39条第1項の規定により通知します。

利用停止をする保有個人情報の内容	
利用停止をする具体的内容及び利用停止の手段	
事務担当課等	電話番号（ ） -
備考	

第22号様式（第21条関係）

（日本工業規格A列4番）

保有個人情報利用不停止決定通知書

第 年 月 日
号 日

様

香川県知事
（出先機関の長）

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、次のとおり利用停止をしないことと決定しましたので、香川県個人情報保護条例第39条第2項の規定により通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
利用停止をしない理由	
事務担当課等	電話番号() -
備考	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に対して異議申立て（審査請求）をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（異議申立て（審査請求）をした場合には、これに対する決定（裁決）があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、香川県を被告として提起することができます。

第23号様式（第22条関係）

（日本工業規格A列4番）

保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書

第 年 月 日
号

様

香川県知事
（出先機関の長）



年 月 日付けの保有個人情報の利用停止請求については、次のとおり利用停止決定等の期間を延長しましたので、香川県個人情報保護条例第40条第2項の規定により通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
決定期間の満了日	年 月 日（ ）
延長後の決定期間の満了日	年 月 日（ ）
延長の理由	
事務担当課等	電話番号（ ） -
備考	

第24号様式（第23条関係）

（日本工業規格A列4番）

保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書

第 年 月 日
号

様

香川県知事
（出先機関の長）

年 月 日付けの保有個人情報の利用停止請求については、香川県個人情報保護条例第41条の規定を適用し、次のとおり利用停止決定等の期間を延長しましたので、同条の規定により通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
決定期間の満了日	年 月 日（ ）
香川県個人情報保護条例第41条の規定を適用する理由	
保有個人情報について利用停止決定等をする期限	年 月 日（ ）
事務担当課等	電話番号（ ） -
備考	

香川県個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第十五号

香川県個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則

香川県個人情報保護審査会規則（平成十一年香川県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「香川県個人情報保護条例（平成十一年香川県条例第一号）第三十八条第十三項」を「香川県個人情報保護条例（平成十六年香川県条例第五十七号）第五十九条」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

平成十七年三月八日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています